

糸魚川市キャッシュレス決済及びPOS機能付きタッチパネルレジ導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、糸魚川市が発注する「キャッシュレス決済及びPOS機能付きタッチパネルレジ導入業務」を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

現在、本市の窓口での証明書発行手数料等の収納は、従来型の電子レジスターとキャッシュレス用の端末による2系統で対応している。

近年のキャッシュレス化の進展を踏まえ、現金及びキャッシュレス決済を一元的に管理できるPOS機能付きタッチパネルレジの導入が必要であるとともに、併せて、自動釣銭機を備えることで、窓口業務のデジタル化・省力化、市民の利便性向上及び窓口での待ち時間の短縮を図ることを目的とする。

そのため、まずは市民生活課の窓口には機器（1か所・1台）を調達し、今後レジスターの更新を予定している事務所（2か所）との一元管理に繋がるシステムを構築するため、提供サービス等の内容全般を勘案し、総合的な見地から最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

なお、機器の調達に当たっては、初期費用の平準化及び機器の計画的な更新を図る観点から、5年間（60か月）のリース契約により導入する。

3 業務概要

(1) 業務名

糸魚川市キャッシュレス決済及びPOS機能付きタッチパネルレジ導入業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 公募型プロポーザルに係る賃借料上限額

リース期間中（60か月）の総額 3,465,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※月額リース料57,750円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※機器のリース料には、導入時の設置費・初期設定費・研修費、保守費用等を含む。

また、その旨を仕様書及び見積書に明記すること。

※三者契約となる場合は、企画提案書にその旨を明記すること。

※リース料の支払いは毎月払いを基本とし、発注者と協議の上決定する。

※レシート紙等の消耗品や決済手数料率はこの上限額に含めない。

(4) 履行期間

ア 初期導入業務（機器の設置、設定、検証及び職員研修）

契約締結日から令和8年10月31日まで

イ リース期間（機器の運用開始）

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（60か月間）

※キャッシュレス審査に期間を要する場合は、その旨を企画提案書に明記の上、発注者と協議の上決定する。

4 提案参加要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。

エ 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと、及びこれらの者がその経営に実質的に関与していないこと。

オ 過去5年以内に、国又は地方公共団体（これらに類する団体を含む。）から、キャッシュレス決済及びPOS機能付きレジの導入に係る受注の業務実績があり、類似業務の遂行体制を有すること。

カ キャッシュレス決済及びPOS機能付きレジの調達事業者とキャッシュレス決済事業者が異なり、共同で企画提案する場合は、構成する企業等のそれぞれがアからエまでの条件を満たすこと。

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみ行えるものとする。

(3) 業務の再委託

糸魚川市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。

5 スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項 目	期 日
公募開始	令和8年8月17日（月）
質問書の受付期限	令和8年8月24日（月）午後5時まで【必着】
質問の回答	令和8年8月26日（水）
参加申込期限	令和8年8月31日（月）午後5時まで【必着】
企画提案書の提出期限	令和8年9月8日（火）午後5時まで【必着】
審査（プレゼンテーション審査）	令和8年9月17日（木）【予定】
審査結果の通知	令和8年9月下旬
契約締結	令和8年9月下旬

6 参加申込

(1) 提出書類

参加表明書（様式第1号）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和8年8月31日（月）午後5時まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

糸魚川市市民生活課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

(6) その他

参加表明書を提出していない者からの応募（企画提案書の提出）は、一切受け付けない。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和8年8月24日（月）午後5時まで〔必着〕

(3) 提出方法

ア 電子メールにより質問書を提出すること。

イ 電子メールの件名は、「プロポーザル質問（レジ導入）」とすること。

ウ 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

エ 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

(4) 提出先

糸魚川市市民生活課 [E-mail] shimin-s@city.itoigawa.lg.jp

[TEL] 025-552-1511（内線2135）

(5) 回答方法

ア 質問に対する回答は質疑応答集を作成し、電子メール・ホームページにより回答する。

イ 電子メールの宛先は、質問書を提出したメールアドレス宛に送信（返信）する。

ウ 質疑応答集において、質問を行った事業者名は公表しない。

エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話等により確認を行うことがある。

オ 質問内容等が本プロポーザルの遂行を妨げる可能性があるとは判断した場合は、回答しないことがある。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 企画書（任意様式）

（ア） 用紙サイズは、日本工業規格A4判（A3判資料折込使用可）とする。

（イ） 仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。具体的には、以下の項目をすべて盛り込むこと。

a POSレジ、自動釣銭機について

- ・調達する機器の構成、製品名、規格及び操作方法について
- ・レシート発行について
- ・誤操作等の人為的ミスを防ぐ機能、誤操作時の回復機能、入力取消・返金処理等の操作方法等について
- ・取引ごとの科目、金額、時間等の記録や集計方法について
- ・自動釣銭機による金銭授受の流れ、釣銭管理の機能について
- ・インターネット回線を使用できない状況での利用について

b キャッシュレス決済端末について

- ・端末機が対応可能なクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済のブランドについて
- ・端末機の規格及び操作方法について
- ・誤操作等の人為的ミスを防ぐ機能や誤操作時の回復機能、入力取消等の操作方法について
- ・決済ブランドごとの決済手数料率について
- ・利用件数や金額等の明細の確認方法（Web確認の可否・操作性を含む。）について
- ・本市への入金時期及び決済手数料の支払方法について

c 導入サポート及び保守等について

- ・機器の設置、設定、検証方法について
- ・職員への操作研修の実施時期及び内容について
- ・機器に障害等が生じた場合の対応方法について

d その他

- ・安全なキャッシュレス決済を実現するためのセキュリティ対策について
- ・特記すべきアピールポイント等について

ウ 業務実績表（様式第4号）

エ 費用見積書（様式第5号） ※見積価格は、賃借料上限額を超えないものとする。

オ 積算内訳書（任意様式） ※上記エの見積に係る積算内訳が分かるもの

(2) 提出部数

提出書類のうちアは正本を1部、イ～オは正本を各1部、副本を各5部提出すること。

(3) 提出期限

令和8年9月8日（火）午後5時まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

糸魚川市市民生活課

(6) 留意事項

ア 横書き、長辺綴じを標準とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。

イ 提案内容の要点が分かるよう、簡潔に記載すること。

ウ イラスト、図表等の使用は可能とする。

エ 専門用語等を使用する場合、平易な用語による脚注を付記するなどの対応を行い、評価者が特段の専門的知識を有していなくても評価できる企画提案書を作成すること。

9 審査（受託候補者の選定）

(1) 審査方法

ア 審査は、プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングにより構成する。

イ 審査は、糸魚川市に設置する「糸魚川市キャッシュレス決済及びPOS機能付きタッチパネルレジ導入業務プロポーザル選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が行い、選考委員会による審査を経て、順位を決定し、最も点数の高い提案者を受託候補者とする。

ウ 審査は非公開とし、審査の経過等に係る問い合わせには一切応じない。

エ 実施日程は、令和8年9月17日（予定）とする。なお、実施時間、場所等の詳細は、別途連絡する。（糸魚川市内を予定）

オ プレゼンテーションは、1者につき50分（プレゼンテーション及びデモンストレーション30分程度、質疑応答15分程度、準備及び片付けを含む。）以内を予定し、順次個別に行う。

カ プレゼンテーションの説明は、企画提案書に基づくものとする。

キ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、プロジェクターでスクリーンに投影する方法を可能とする。この場合、投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局に5部提出すること。なお、この資料は、企画提案書の範囲を超えた内容は認めない。

ク プロジェクター及びスクリーンは、糸魚川市において用意する。ただし、プレゼンテーションに必要となるパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、実施場所は、インターネット回線を使用できない環境であることに留意すること。

ケ プレゼンテーションに出席できる人数は最大3名とする。

コ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については、糸魚川市の指示に従うこと。

(2) 審査基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の項目、視点等は、別紙「審査基準」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者の得点を明示した書面により、個別に通知するとともに、糸魚川市ホームページにおいて受託候補者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

10 契約

- (1) 受託候補者選定後、受託候補者は糸魚川市と業務の詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約の締結を行う。なお、契約対象となる業務内容は、企画提案書の内容に拘束されるものではない。また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (2) 協議が整わないとき又は受託候補者が参加資格の要件を欠いたときは、審査により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

11 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 契約までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- (7) 著しく信義に反する行為があったとき。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の返却はしない。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、企画提案書の複製、保存等を行う場合がある。
- (4) 契約締結後に契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、糸魚川市は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

13 問い合わせ先

糸魚川市市民生活課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

[TEL] 025-552-1511 (内線 2135) [FAX] 025-552-8250

[E-mail] shimin-s@city.itoigawa.lg.jp

別紙 審査基準

審査基準事項及び配点表

No	評価項目	具体的な評価項目	点数	説明
1	POS機能付き タッチパネルレジ 自動釣銭機	操作画面が係員にとって使用しやすいものになっているか。 部門別ボタン設定等、会計処理を効率よく行う仕組みを有しているか。 来庁者側の会計画面が分かりやすく表示されているか。	50	係員側・来庁者側の画面の図等を用い、説明してください。
2	〃	誤操作等の人為的ミスを防ぐ機能、誤操作時の回復機能、入力取消・返金処理（キャッシュレス決済時を含む）等は分かりやすくなっているか	10	係員側の画面の図等を用い、説明してください。
3	〃	レジ項目の追加、金額の修正などは簡潔明瞭に操作できるか。	10	係員側の画面の図等を用い、説明してください。
4	〃	自動釣銭機の釣銭管理機能は、係員にとって使用しやすいものになっているか。 金銭の導入や釣銭の払い出しがスムーズに行われているか。 金銭詰まり等の際、係員が簡単に復旧できる仕様となっているか。	10	設置事例や作業内容、図等を用い、説明してください。
5	〃	インターネット回線を使用できない状況での操作は分かりやすくなっているか。	10	係員側の画面の図等を用い、説明してください。
6	キャッシュレス 決済端末	キャッシュレス決済の種類	10	利用可能なキャッシュレス決済ブランドについて記載してください。
7	〃	集計、報告方法、収納金の納付時期・方法	10	収納金の納付サイクル、納付方法等について記載してください。
8	導入サポート及び保守	POSレジ等に障害等が生じた場合、迅速に対応可能なサポート体制となっているか（復旧手順・代替手段等）	10	問い合わせに対応する体制（連絡先、受付時間等）について記載してください。
9	〃	個人情報保護の取扱い	10	個人情報の漏洩防止、情報セキュリティ対策等について記載してください。
10	経費	見積額の妥当性	50	導入業務に係る費用見積のほか、利用料等の維持管理に係る経費について記載してください。
11	その他	アピールポイント等	20	特にアピールするポイントなどを記載してください。
		合 計	200	